

令和6年度年末年始無災害運動指導会

「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

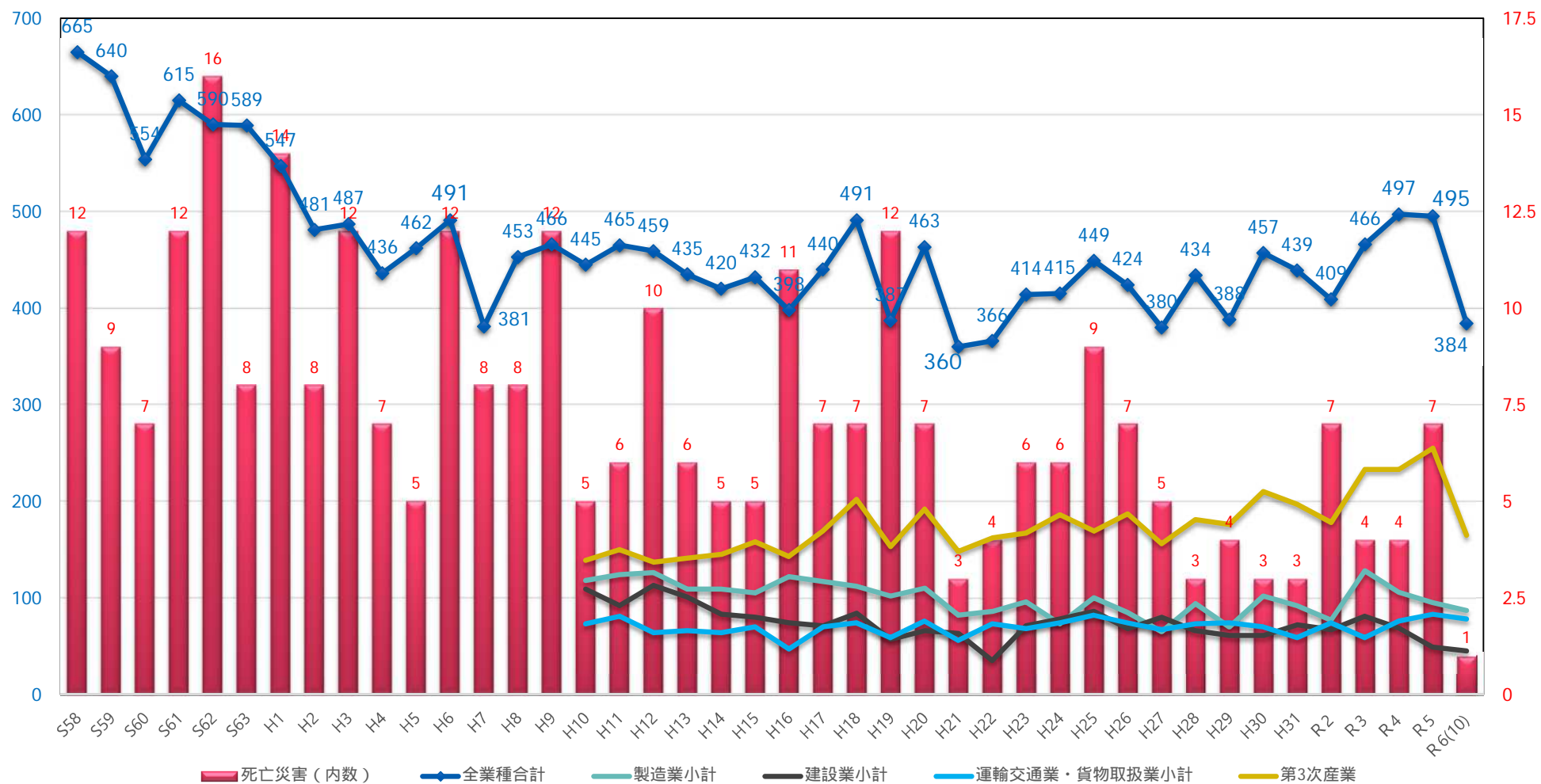
令和6年労働災害発生状況について

目次

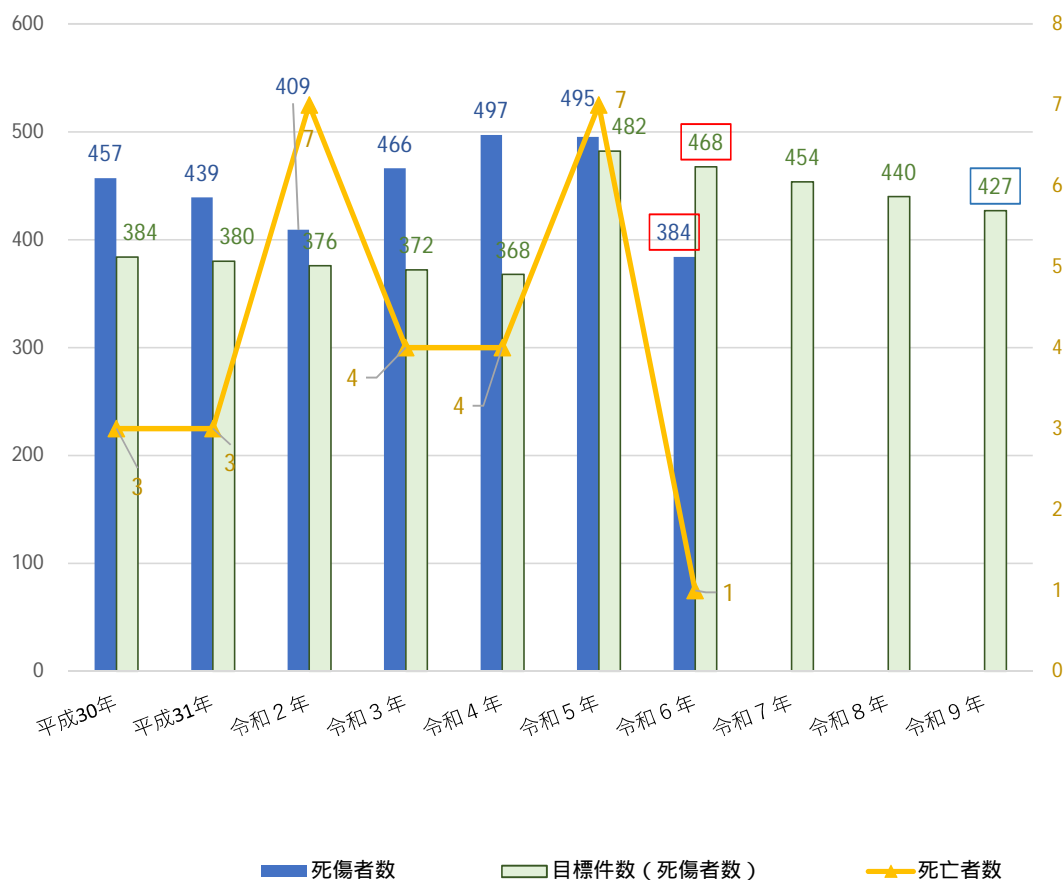
- 1 郡山労働基準監督署管内における労働災害発生状況について
- 2 郡山労働基準監督署管内における労働災害の年代別、経験年数別、事故の型別発生状況について
- 3 労働災害防止対策等について
- 4 火災災害の防止について

郡山労働基準監督署
安全衛生課長 高橋 貴大

1 郡山労働基準監督署の労働災害発生状況について



郡山署 第14次労働災害防止計画 目標件数



郡山署における14次防の目標

死傷災害

増加傾向に歯止めをかける。
各年で前年比3%程度減少させる。
最終年度では13次防初年度より減少することを期待する。

死亡災害

2022年(令和4年)と比較して、2027年(令和9年)までに5%以上減少する。
13次防期間中21件に対して、14次防期間中に5%以上減少させ19件以下とする。
最終年度では13次防初年度3件以下となることを期待する。

令和5年(初年度)の結果

死傷災害

令和5年の死傷災害件数は495件で、令和4年の497件を下回り、死傷災害件数の増加に歯止めがかかりつつあった。
前年比では0.4%の減少にとどまりで、前年比3%減少は達成できなかった。

死亡災害

死亡災害については7件発生し、前年比で増加した。

令和6年労働災害発生状況

(1月1日から10月末日の間の報告件数【コロナ感染症を除く】)

業種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計	1	384	4	367	17	4.6%
01 製造業小計	0	87	1	76	11	14.5%
食料品製造業	0	35	0	32	3	9.4%
繊維工業	0	0	0	1	-1	-100.0%
繊維製品製造業	0	0	0	1	-1	-100.0%
木材・木製品製造業	0	3	0	1	2	200.0%
家具・装備品製造業	0	1	0	0	1	+
パルプ・紙・加工品製造業	0	2	0	0	2	+
印刷製本業	0	0	0	0	0	±0.0%
化学工業	0	3	1	8	-5	-62.5%
窯業・土石製品製造業	0	3	0	5	-2	-40.0%
鉄鋼業	0	2	0	1	1	100.0%
非鉄金属製造業	0	1	0	1	0	0.0%
金属製品製造業	0	5	0	11	-6	-54.5%
一般機械器具製造業	0	5	0	2	3	150.0%
電気機械器具製造業	0	10	0	6	4	66.7%
輸送用機械器具製造業	0	9	0	3	6	200.0%
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	±0.0%
その他の製造業	0	8	0	4	4	100.0%
02 鉱業小計	0	1	0	1	0	0.0%
03 建設業小計	0	45	1	34	11	32.4%
土木工事業	0	9	1	12	-3	-25.0%
建築工事業	0	28	0	22	6	27.3%
その他の建設業	0	8	0	0	8	+
04 運輸交通業小計	0	71	2	66	5	7.6%
鉄道・軌道・水運・航空業	0	1	0	1	0	0.0%
道路旅客運送業	0	2	0	9	-7	-77.8%
道路貨物運送業	0	65	2	54	11	20.4%
上記以外の運輸交通業	0	3	0	2	1	50.0%
05 貨物取扱業	0	7	0	3	4	133.3%
06 農林業	0	4	0	5	-1	-20.0%
07 畜産・水産業	0	4	0	6	-2	-33.3%
上記以外の第三次産業小計	1	165	0	176	-11	-6.3%
08 商業	1	59	0	64	-5	-7.8%
09 金融広告業	0	1	0	1	0	0.0%
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0.0%
11 通信業	0	1	0	3	-2	-66.7%
12 教育・研究業	0	4	0	5	-1	-20.0%
13 保健衛生業	0	47	0	50	-3	-6.0%
14 接客娯楽業	0	17	0	23	-6	-26.1%
15 清掃・と畜業	0	25	0	15	10	66.7%
16 官公署	0	0	0	0	0	±0.0%
17 その他の事業	0	11	0	15	-4	-26.7%
上記のうち下記の作業・工事、事故の型	令和6年		令和5年		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業のうち「転倒」災害	0	94	0	104	-10	-9.6%
全産業のうち「交通事故(道路)」災害	1	18	2	20	-2	-10.0%

労働災害発生状況(10月末現在)

・全産業の労働災害発生状況

前年同期との比較

令和5年 死亡4件 死傷者367件

令和6年 死亡1件 死傷者384件

前年比 死亡3件減少 死傷者数17件 4.6%増加

8月までは減少傾向であったが、9月以降は増加傾向に転じている。

令和6年では転倒災害が約25%を占めている他、激突され、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作の災害が増加傾向にある。発生件数自体は少ないが有害物との接触災害が増加傾向にある。

・製造業の労働災害発生状況

前年比で11件、14.5%の増加。転倒災害が22%で若干減少傾向にある。はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害が増加傾向となっている。発生件数自体は少ないが有害物との接触災害が増加傾向(発生割合が大幅に増加)にある。

・建設業の労働災害発生状況

前年比で11件、32.4%の大幅な増加。墜落・転落災害が31%を占めており増加傾向にある。動作の反動・無理な動作災害も増加傾向である。

・運輸交通業の労働災害発生状況

前年比で5件、7.6%の増加。道路貨物運送業で増加している。転倒災害、動作の反動・無理な動作災害が増加傾向である。

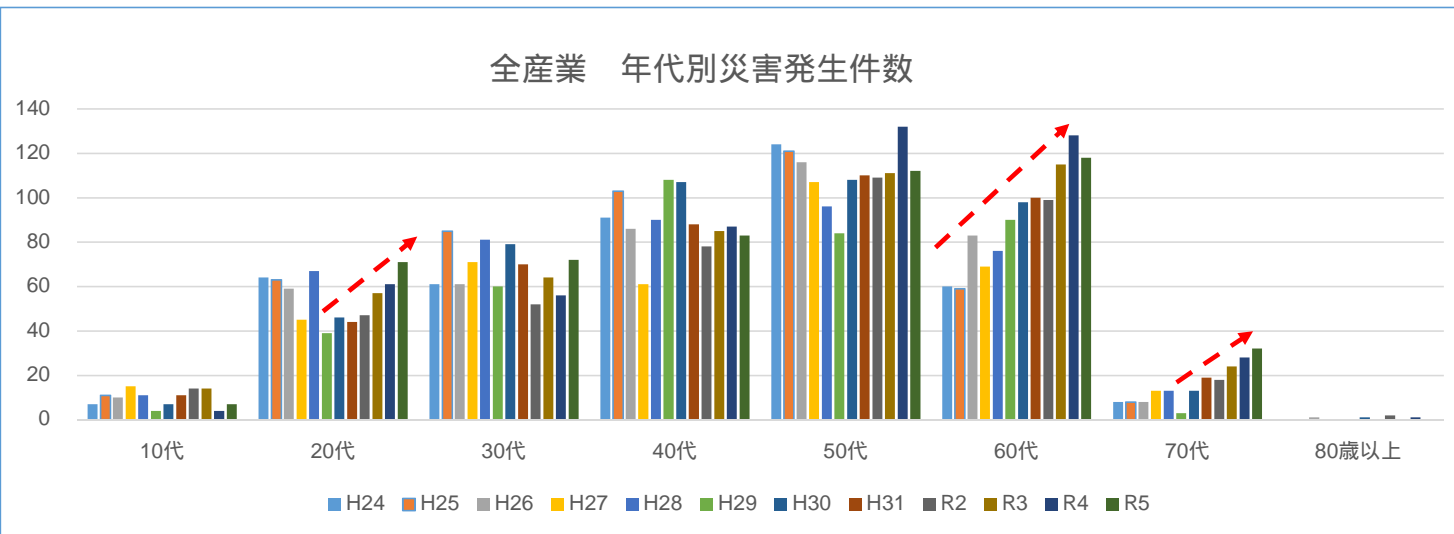
・第三次産業の労働災害発生状況

前年比で11件、6.3%減少。バイクの交通事故による死亡災害が1件発生している。

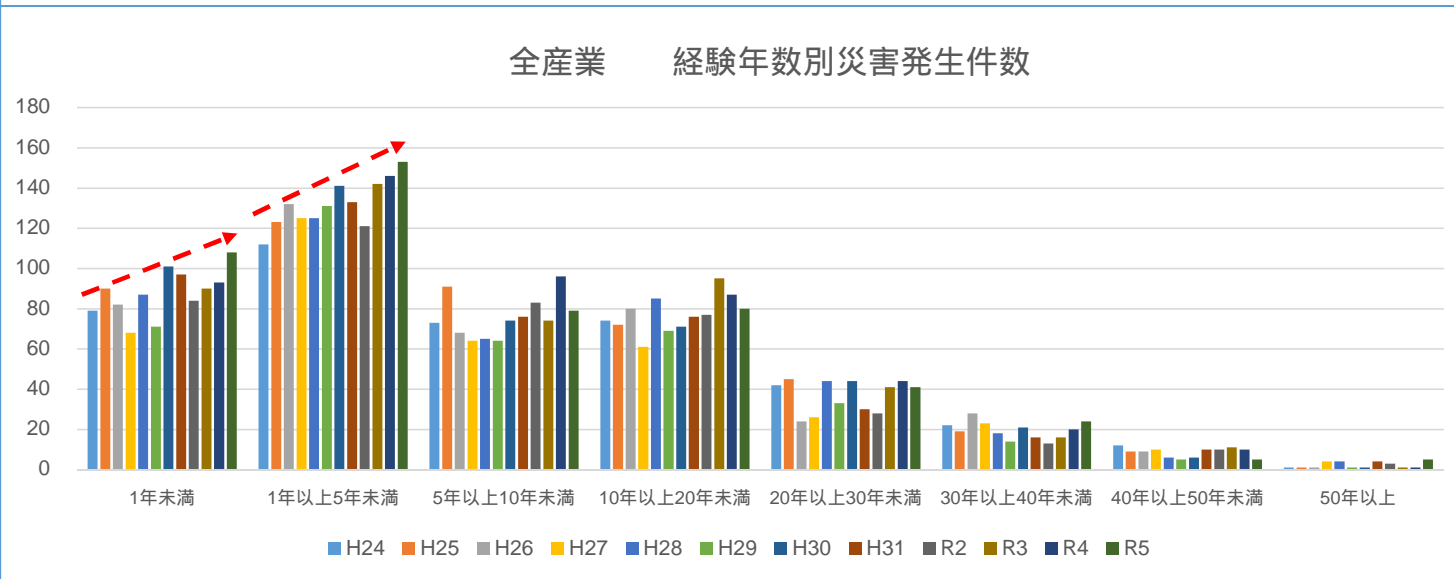
・転倒災害

前年比で10件、9.6%減少。しかし8月以降は減少傾向が大幅に鈍化している。

2 郡山労働基準監督署における労働災害の年代別、経験年数別、事故の型別発生状況について

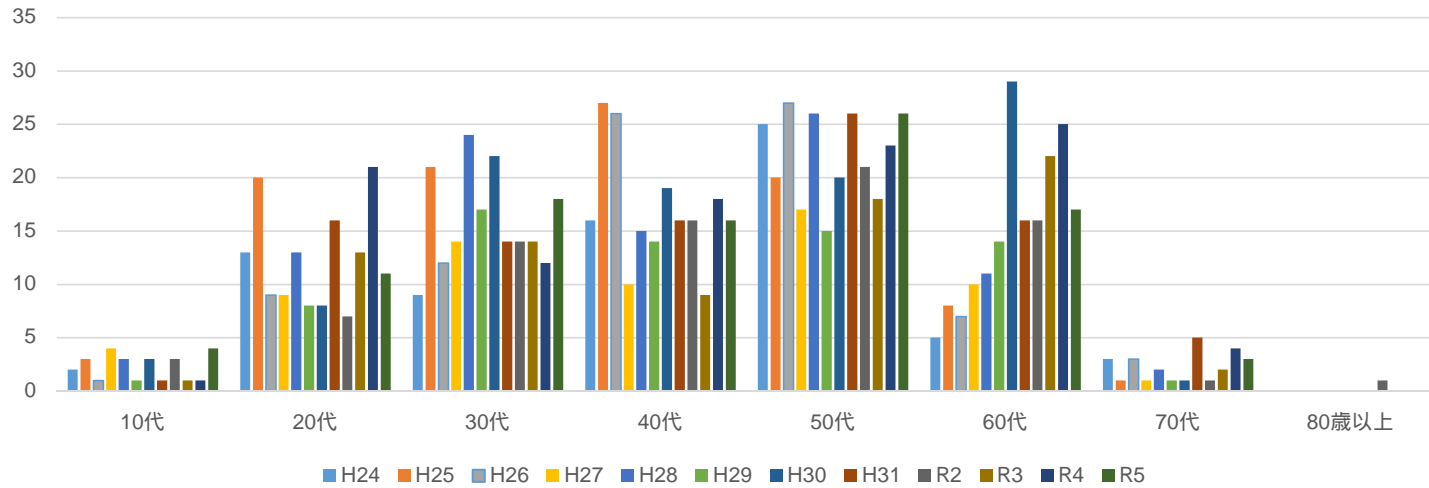


- 20代の災害が増加傾向にある。
- 60代、70代の災害が増加傾向にある。



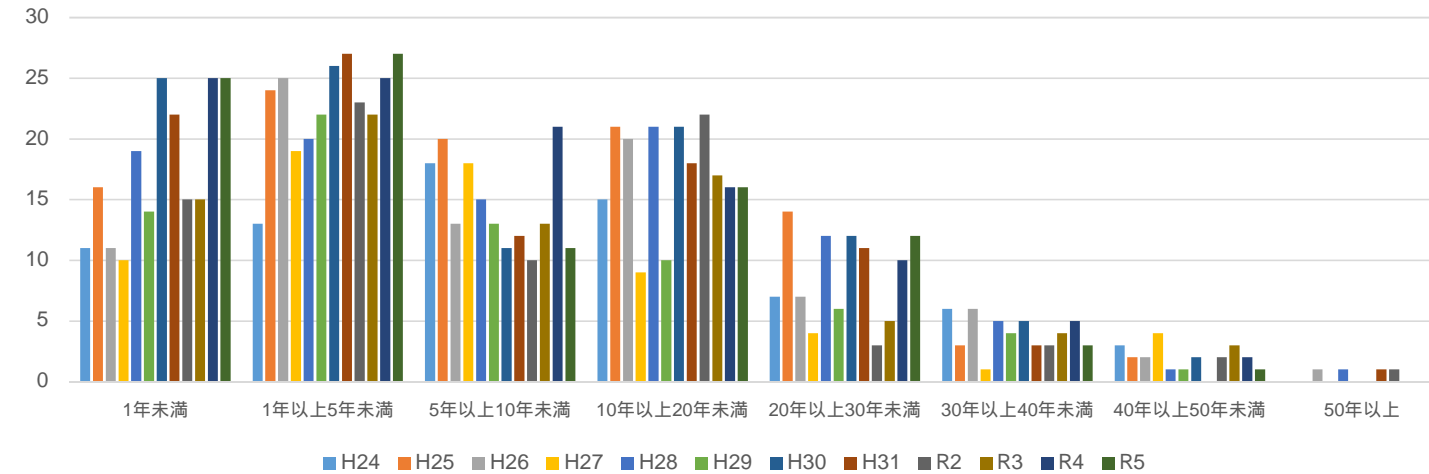
- 経験年数が1年未満、1年以上から5年未満の災害が増加傾向にある。

製造業年代別 発生件数



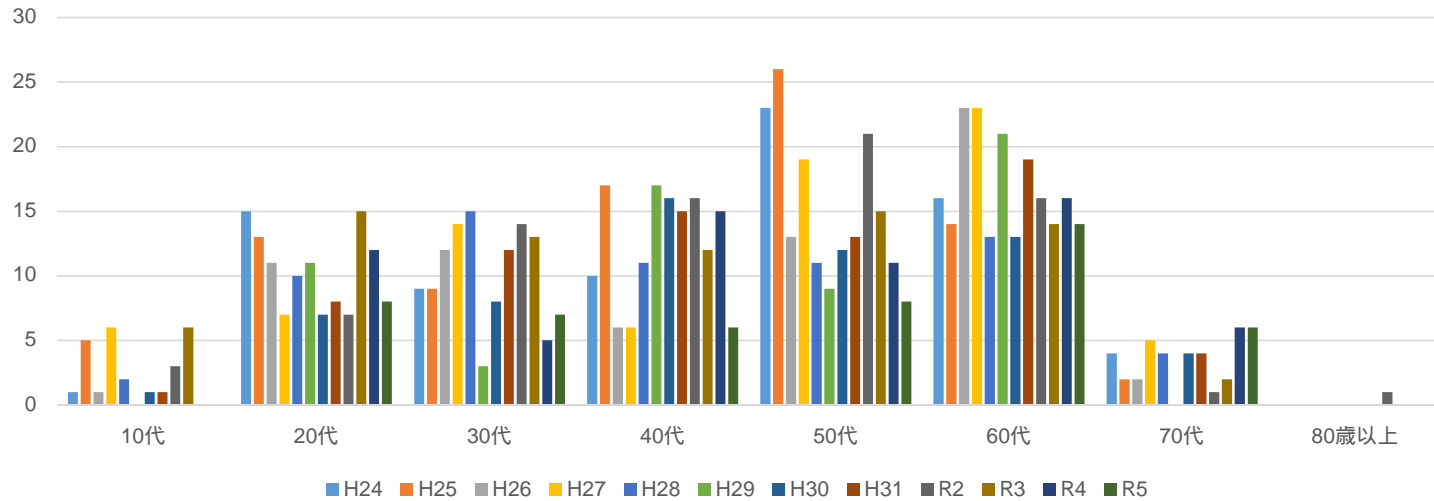
- 10代の災害も一定数ある。
- 20代から40代まで年代別で大きな差はなく災害が発生している。
- 50代が特に多く発生している。
- 60代の災害が増加傾向にある。

製造業経験年数別 発生件数



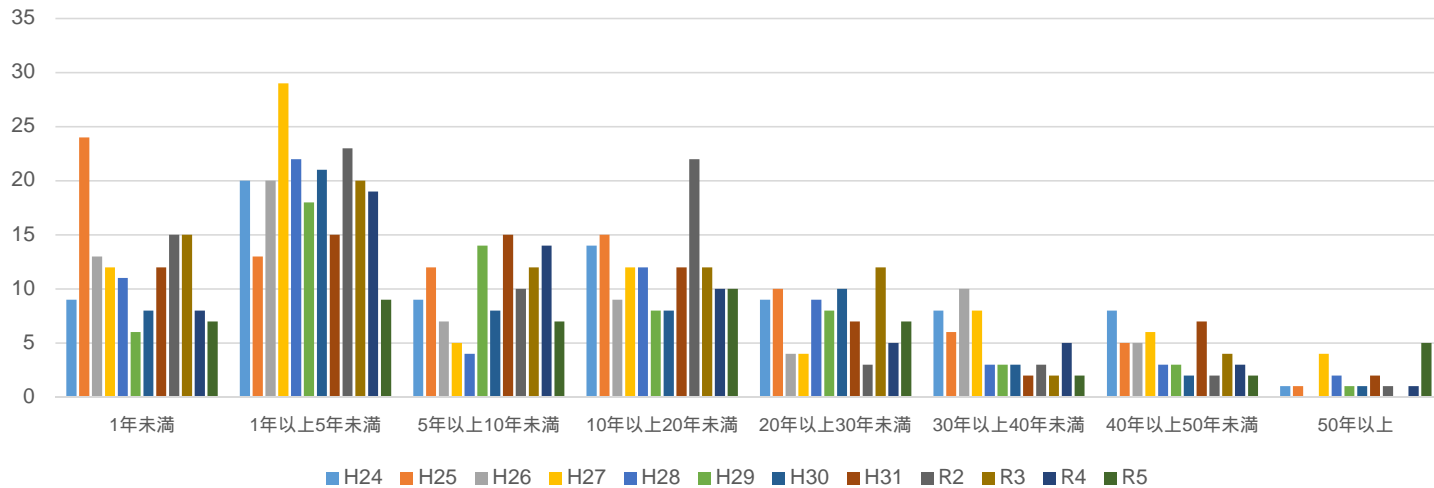
- 全産業と同様で、経験年数が1年未満、1年以上から5年未満の災害が増加傾向にある。

建設業年代別 発生件数



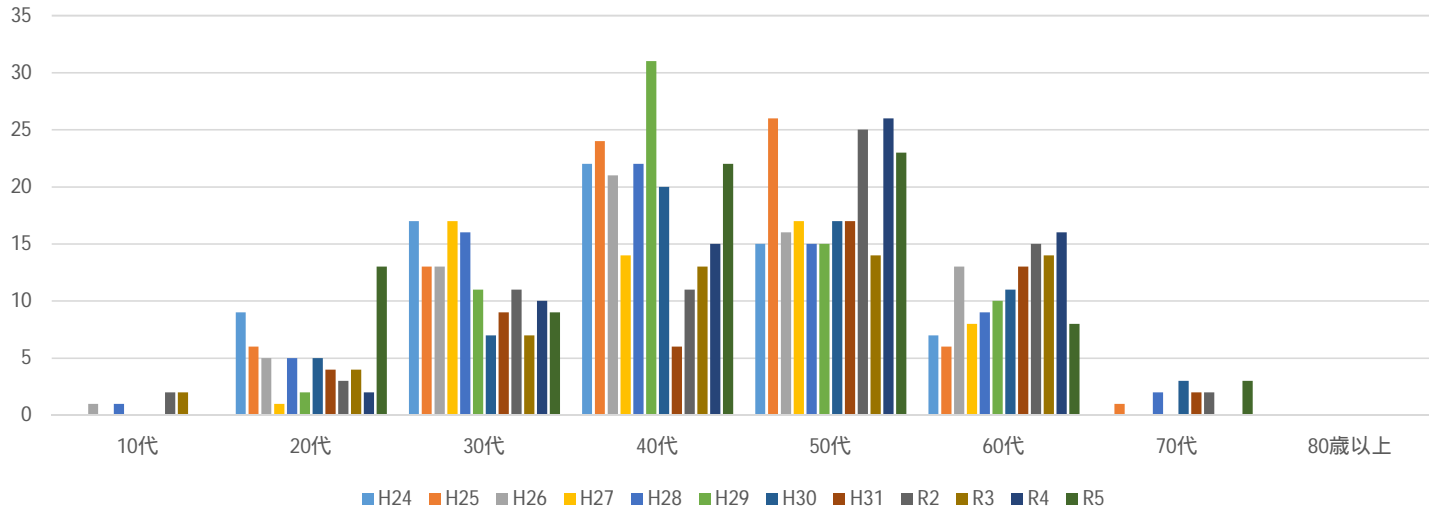
- 10代の災害が他業種と比較すると多い。
- 20代から40代まで年代別で大きな差はなく災害が発生している。
- 50代、60代の災害が多い。
- 70代も他業種と比べて多い。

建設業経験年数別 発生件数



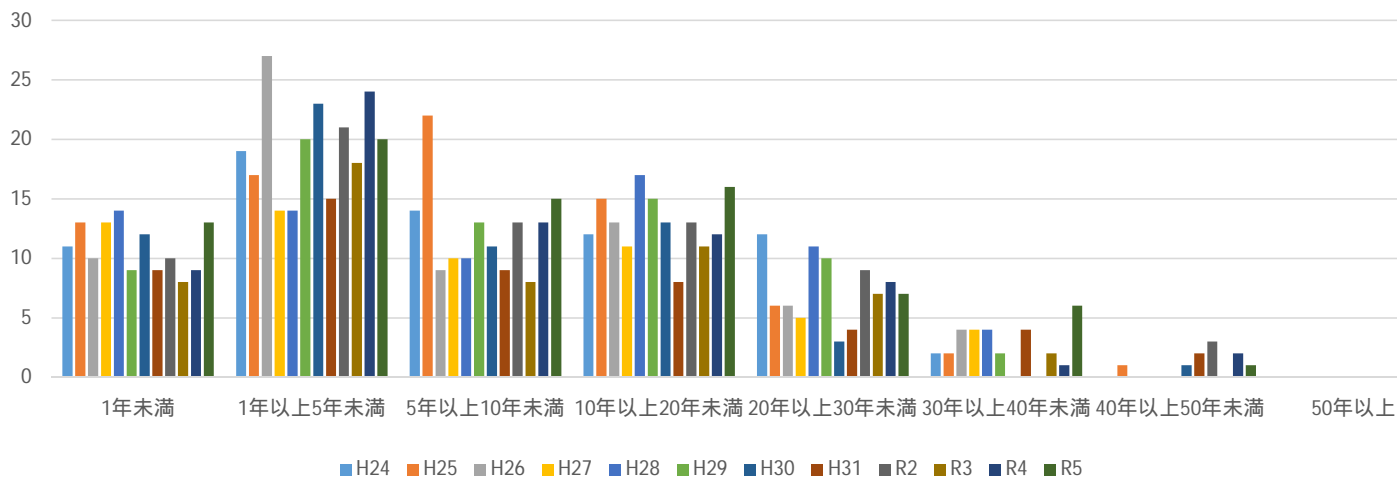
- 経験年数が1年未満、1年以上から5年未満の災害に増加傾向はみられないが、発生件数は多い。
- 他業種と比べて経験年数が長くても一定数の災害件数がある。

運輸交通業年代別 発生件数



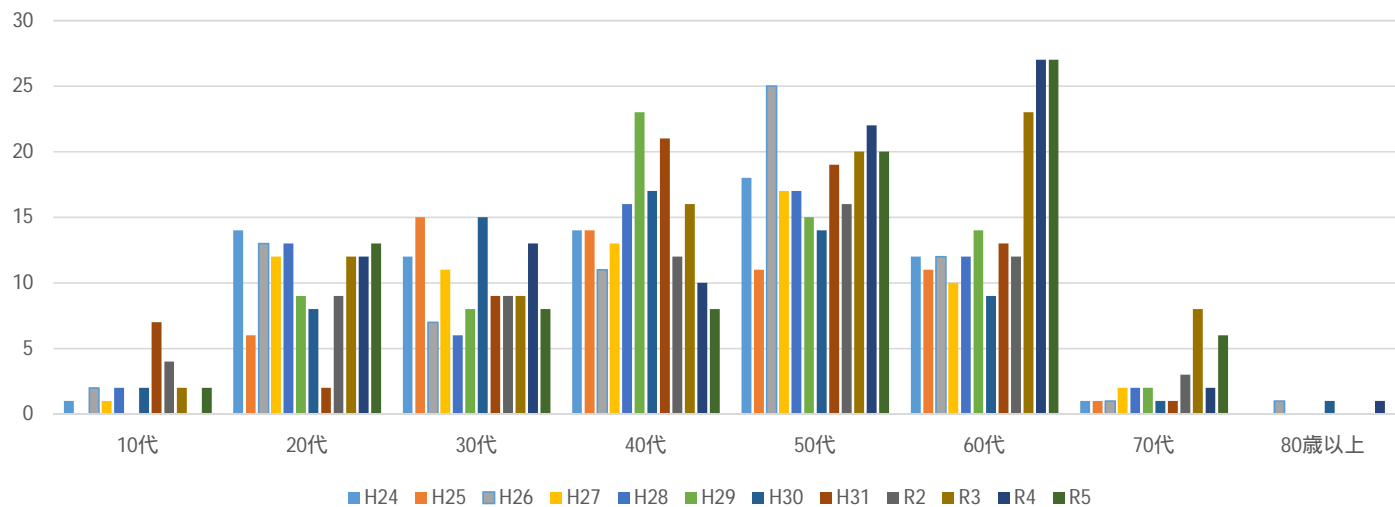
- 40代以上の災害が多く発生している。
- 10代、20代の災害は他業種と比べて少ない。
- 60代の災害が増加傾向。

運輸交通業経験年数別 発生件数



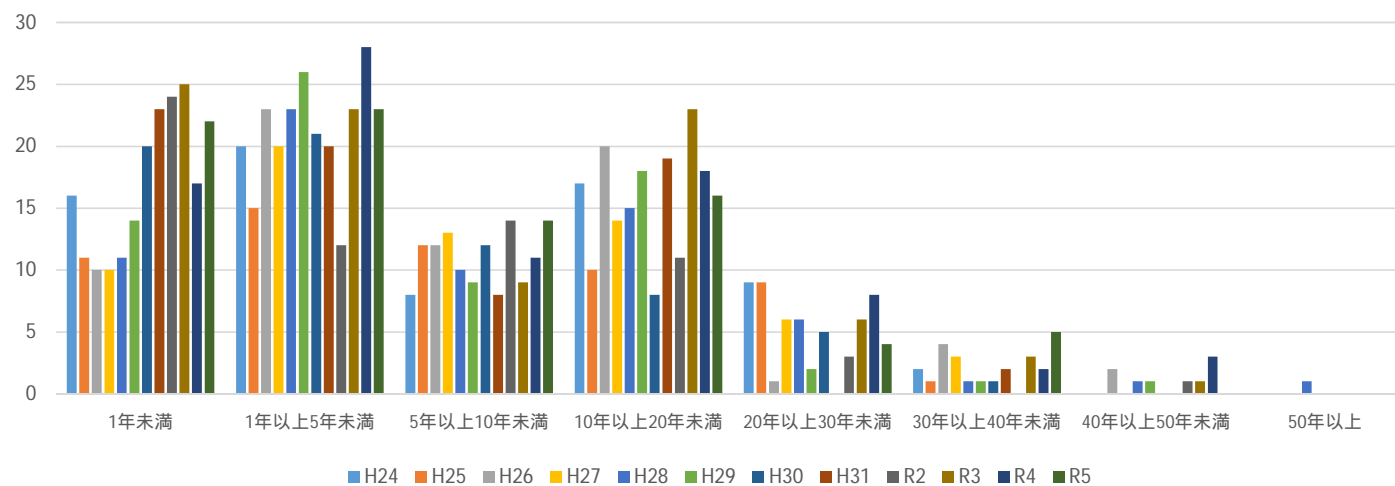
- 経験年数1年以上から5年未満の災害が多く、増加傾向がみられる。
- 建設業と同様に経験年数が長くても一定数の災害件数がある。

商業（3次産業業）年代別 発生件数



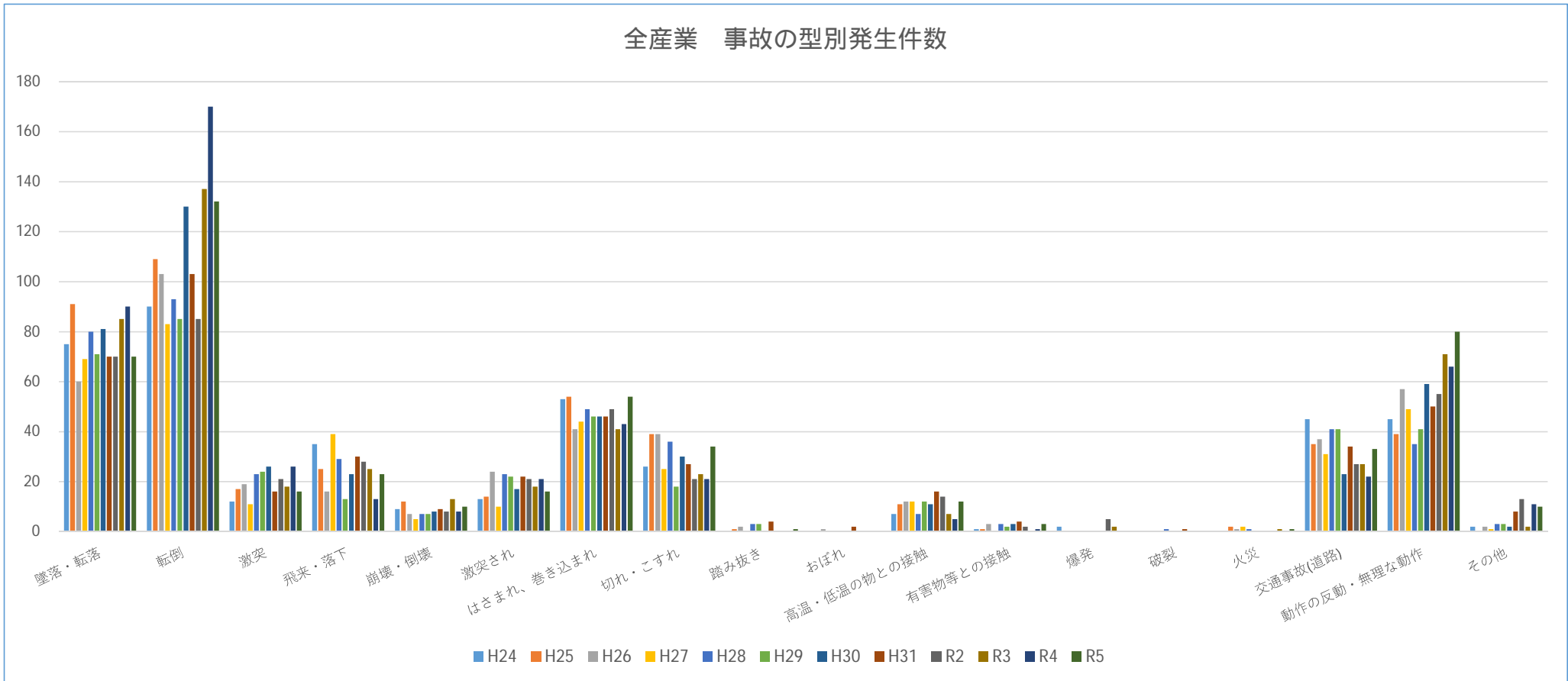
- 20代から40代まで年代別で大きな差はなく災害が発生している。
- 50代が最も多いが60代の災害が急増している。

商業（3次産業業）経験年数別 発生件数



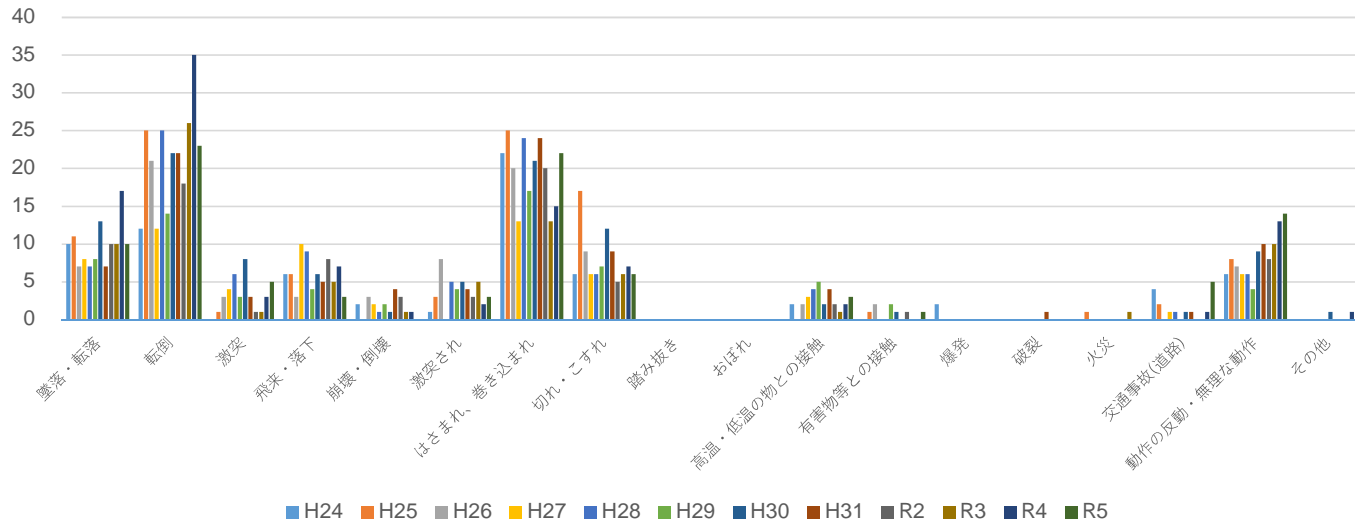
- 経験年数1年以上5年未満の災害が多い。若干増加傾向がみられる。
- 10年以上20年未満の発生件数も多い。

全産業 事故の型別発生件数



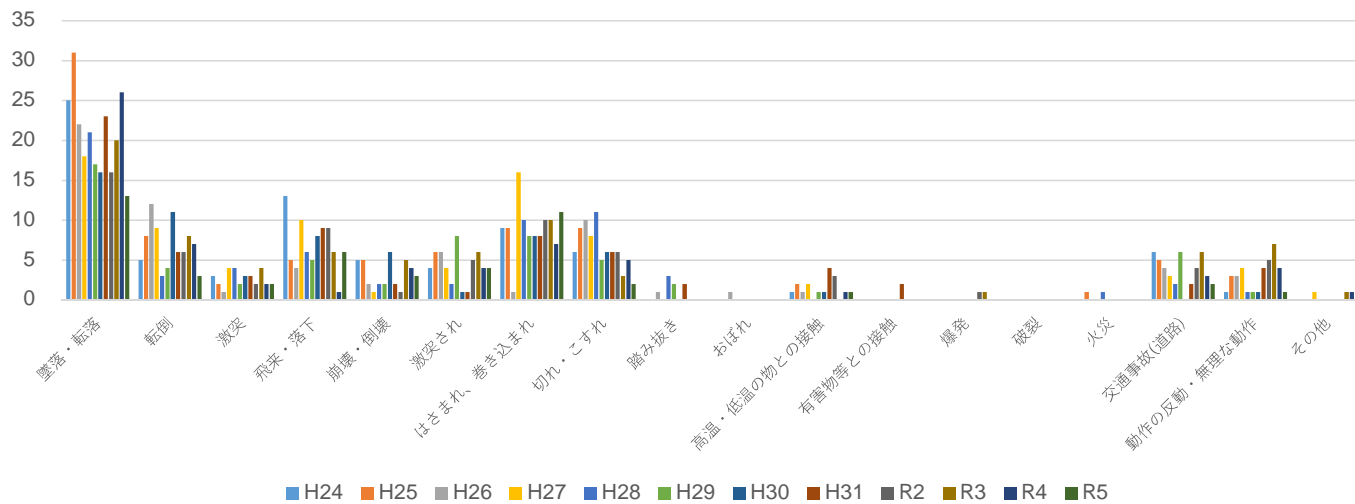
- 全産業の事故の型別では転倒災害の増加が顕著である。
- はさまれ・巻き込まれ災害は横ばいで、減少傾向にない。
- 動作の反動・無理な動作の災害が大きく増加している。

製造業 事故の型別発生件数



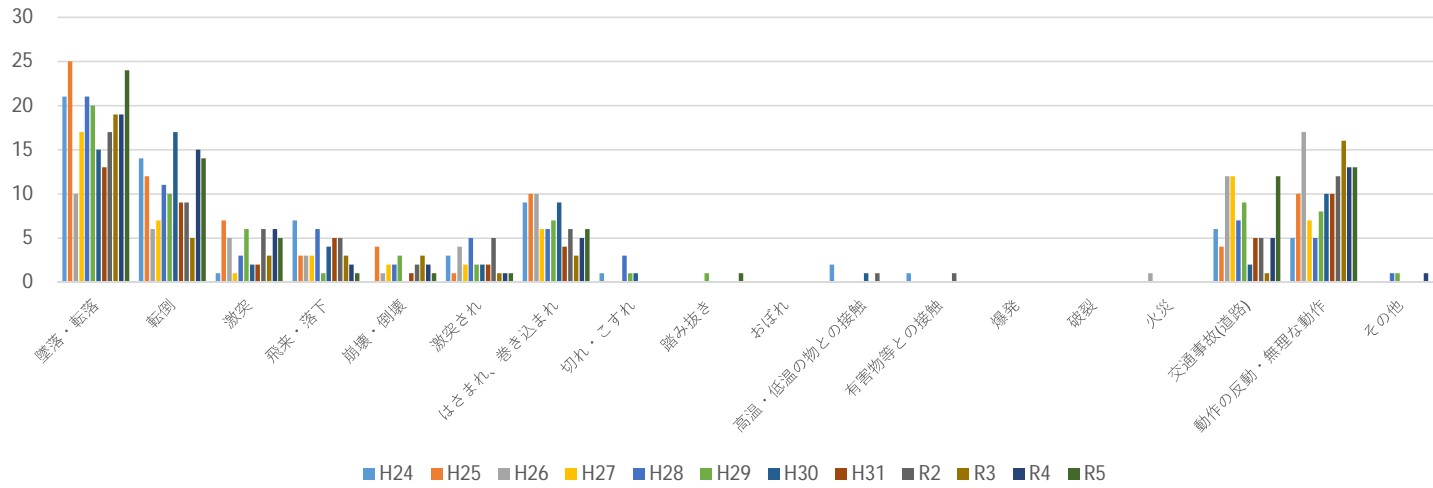
- 転倒災害が大きく増加している。
- 墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害も多い。
- 切れ・こすれ災害は減少傾向にある
- 動作の反動・無理な動作の災害も増加している。

建設業 事故の型別発生件数



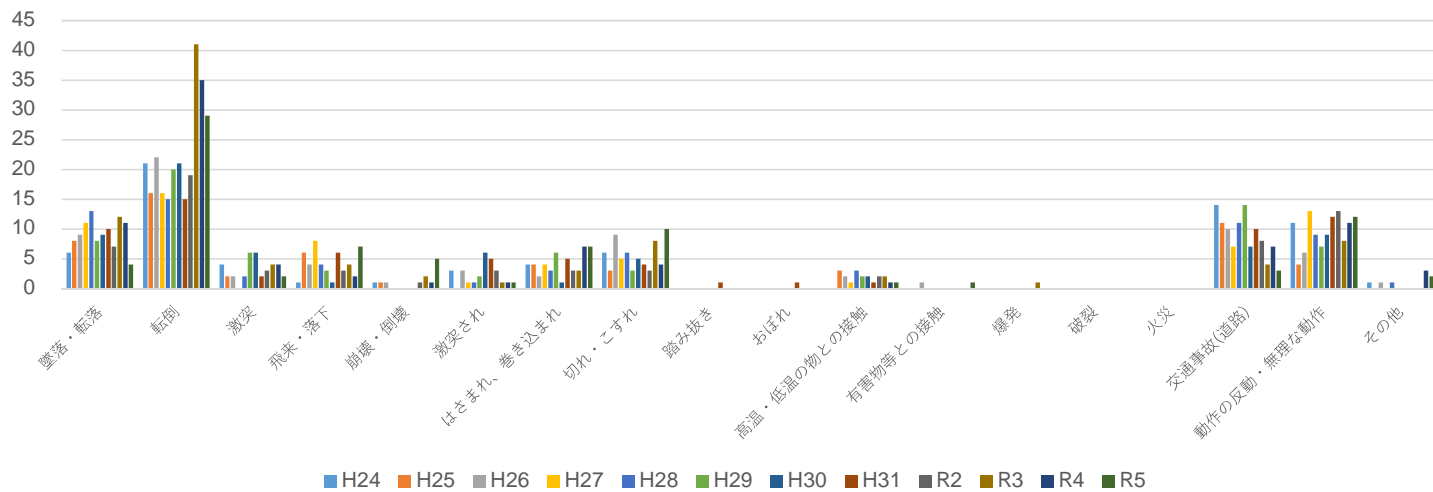
- 墜落・転落災害が多い。
- 転倒災害は減少傾向にある（件数自体も少ない）。
- はさまれ・巻き込まれ災害の発生も割合として多い。

運輸交通業 事故の型別発生件数



- 墜落・転落災害、転倒災害が多い。
- はさまれ・巻き込まれ災害の発生も割合として多い。
- 交通事故災害は多い。
- 動作の反動・無理な動作の災害も割合が多く増加している。

商業（3次産業） 事故の型別発生件数



- 墜落・転落災害が発生割合として多い。
- 転倒災害が多い。急増がみられる。
- はさまれ・巻き込まれ災害の発生も割合として多い。
- 交通事故災害は多い。
- 動作の反動・無理な動作の災害も増加傾向にある。

災害発生状況まとめ

- 令和6年は令和5年より災害件数が増加する懸念があります。
- 20代を中心とする若年労働者の災害が増加している傾向にあります。
- 高年齢労働者の災害の増加傾向が顕著になっています。
- 経験年数が5年未満の労働者の災害が増加傾向にあります。
- 転倒災害、動作の反動・無理な動作災害といった行動災害が増加しています。

3 労働災害防止対策等について

若年労働者や高年齢労働者への配慮

若年労働者に起こりがちなこと

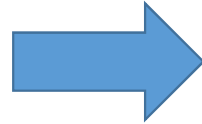
若年労働者によく見られる特徴

社会人としての知識・経験が少ない

対面コミュニケーションに苦手意識がある場合がある

積極性に欠け、受動的な場合がある

仕事に対する意欲が高くない場合がある



幅広い一般常識を教育する

積極的に話しかけ、対話を多くする

質問をして考えを引き出す

良い点は褒める、問題点は理由と共に丁寧に教えて改善を促す

若年労働者に必要なこと



対応を工夫
しないと、

伝えたいことが正確に伝わらない

職場になかなか打ち解けられない

分からないことがあっても自分から聞けない

自ら考えて行動できない・指示待ちになる

高齢労働者に起こりがちなこと

高齢の労働者にはこんな課題が^{3,4}

身体機能の低下

- 筋力の低下
- 視力の低下
- 聴力の低下
- 俊敏性の低下 など

新しいものへの対応が難しい

- 集中力・記憶力の衰え
- 従来（過去）のものへの依存

知識と経験による判断

- 過去の経験に自信
- ルールを軽視する場合も

若年者とのコミュニケーションが不得意

- 若い人に質問しづらい

課題への対応

作業環境の整備

- 重量物の取り扱い時は補助具を使用・複数人で作業する
- 不安定な姿勢での作業をやめる
- 階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差をなくす・表示する
- 照明を明るく、掲示物の文字を大きくする
- 警告音を大きく、聴覚だけでなく視覚でも情報伝達する
- 作業速度を調整する、瞬時の判断・反応が必要な作業をなくす など



課題への対応

作業管理による配慮

- 経験を活かせる配置につく
- 作業における役割分担を明確にする
- 十分な教育を行う
- 理解の確認を行う

ルール遵守の徹底

- ルールを守らないことで何が起こるか教育する
- 若者の見本になるように諭す

コミュニケーションの促進

- 管理者等がコミュニケーションを積極的にとる
- 若い人に、ベテランの経験やコツを学ぶよう促す

エイジフレンドリーガイドライン
 〈高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン〉

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

- 1 安全衛生管理体制の確立**
 - 緊急トピックによる方針表明と体制整備
 - 緊急トピックが発生する労働者に対する迅速な対応と適切な支援体制を構築し、初期の対応態勢を整えます。労働者の意見を聞き取りを促します。
 - 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - 高齢労働者の労働災害防止に関する労働安全衛生リスクについて、日常業務のヒヤリハット情報から洗い出し、発生確率を評価してリスクの対策を決定します。
- 2 職場環境の改善**
 - 身体機能の低下を補う必要・負担の軽減（主としてハード面の対策）
 - 身体機能の低下による労働災害を防止するため、照明、姿勢、作業等の改善を行います。
 - 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
 - 就業性が長久し、仕事の低下等の健康状態の特性を考慮して作業内容の調整を行います。
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
 - 健康状況の把握
 - 働く人の働きぶりと健康状態を把握して実施することにより、高齢労働者の健康や体力の状況を把握し、必要に応じて調整を行います。
 - 体力の状況の把握
 - 高齢労働者の働きぶりが健康状態や労働災害の発生状況や業務に把握し必要に応じて調整を行います。主に高齢労働者を対象とした体力チェックを実施を行うよう努めます。
 - 健康状態を把握し取り戻すには、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱い」のために企業がまずべき措置を実施する方針」を策定して対応する必要があります。

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めましょう。

未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性

実熟練労働者には安全衛生教育が特に重要です。

未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ

職場にはさまざまな危険があることを理解させる。

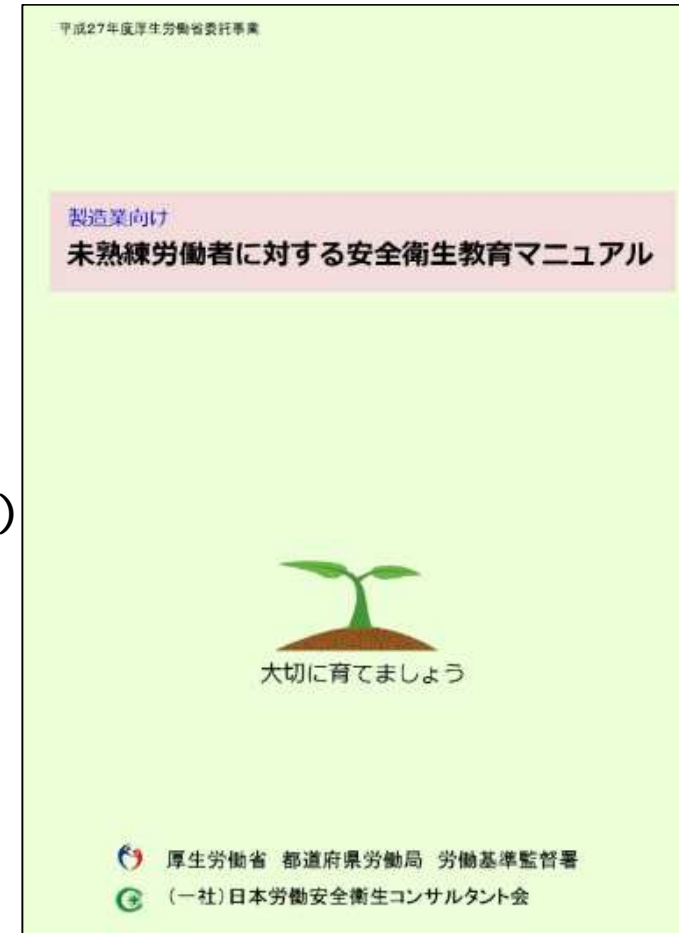
「かもしれない」で危険の意識をもたせる。

災害防止の基本を教える

- ・ さまざまなルールや活動があることを理解させる。
- ・ 正しい作業服装の着用・作業手順の励行
- ・ 4S・5Sの励行、ヒヤリ・ハット活動、危険予知訓練（KYT）
- ・ リスクアセスメント、危険の見える化

災害防止の基本を教える

- ・ 異常事態や労働災害が発生したときの対応を理解させる。
- ・ 異常事態発生時の対応
- ・ 労働災害発生時の対応



福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

- 冬季の転倒災害を防止するためには、危険箇所を把握して必要な対策を実施するとともに、労働者に対して効果的な教育を行うなど、必要な準備を整えて冬季を迎えることが重要です。
- 転倒災害全体のうち、冬季だけで約5割を占めています。（年間で1月の災害が最も多い。）
- 冬季は、積雪や路面の凍結などにより転倒災害が多く発生する傾向があります。次の4つに留意して転倒災害を防ぎましょう。

【天気予報に気を配る】

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。

【駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する】

駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

【職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う】

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

【冬靴の耐滑性にはご注意を！！】

水・油用の耐滑靴、氷上用の耐滑靴、粉体用の耐滑靴は、それぞれ対策が異なります。市販されている耐滑靴の多くは「水・油用」ですので、雪や氷の上では滑ることがあります。したがって、耐滑靴といえども、冬季の屋外使用では注意が必要となります。

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。

屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

4 火災災害の防止について

火災災害の発生状況

- 令和6年4月以降、火災災害が11月現在で14件発生している。
- 令和5年度が6件発生のため、倍以上の発生となっている。

火災災害防止対策

- 年末年始の火災災害防止対策を改めて確認し、措置を徹底してください。
- 安全装置について点検整備を行い、適切に動作することを確認してください。
- 静電気による火災は令和5年度にも発生しています。ガソリン等の揮発性の高く引火点の低い物質は、静電気でも燃焼する可能性があるため、除電対策を徹底してください。
- 年末年始休業期間中は事務所や作業場所が無人になりがちですので、防犯、防火対策を実施してください。

4月から事業場における火災災害が多発中！！

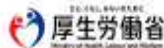
当管内において、令和6年4月以降、事業場における火災災害が14件発生しています。うち8件で火傷や煙を吸う等により被災者も発生しています。火災災害が発生すると、人的、物的損失が膨大になる可能性が高いことから火災災害防止のための対策を徹底してください。

災害事例

- 化学物質製造工程において、攪拌容器のマンホールを開けて容器内に原材料物質を投入していた際に、帯電した静電気がスパークし、容器内の有機溶剤ガスが燃焼した。噴出した火炎で労働者が火傷した。
- 化学物質製造工程において、化学物質を送液する樹脂製の配管が、流体の静電気スパークで付着しピンホールが発生し、ピンホールから漏れた化学物質が静電気スパークにより燃焼し火災が発生した。
- 事業場敷地内に設置されている太陽光発電設備について、パワーコンディショナー（制御機器）内部の電気部品が経年劣化によりショートし、火災に至った。
- フライヤー清掃作業を行う際に、加熱ヒーターを停止しなかったため油温度が上昇し燃焼。また過温温防止装置が経年劣化により故障して動作しなかったことにより、油が燃焼し火災が発生した。煙を吸った労働者が体調不良となった。
- 製造工場内の設備工事において、建屋の構造部材を切断するため、グラインダーを使用したところ、火花が隔壁に飛散し隔壁に保管されていた危険物に引火し、火災が発生した。初期消火作業で煙を吸った労働者が体調不良となった。
- 事業場の資材置き場から出火し、一部の資材等が燃えた。
- 自然発火性物質の運搬用容器の洗浄作業において、洗浄液（有機溶剤）を搬送する前に容器内に窒素置換するため、容器の1次割ノズルに窒素ノズルを接続し、バルブを開放したところ、容器と次割のバルブ接続部から内容物が漏れ出し、自然発火により燃え、火災が発生した。



概要図出典：職場の安全サイト



厚労省 厚生労働省 那山労働基準監督署

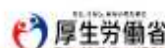
(R6.11)

発生原因

- 危険物を取扱う作業について、作業手順書が作成されていなかった、または内容に不備があったため、作業者が作業手順を踏った。
- 作業者への作業手順等の教育・周知が不十分であったため、作業者が手順を遵守せず、また手順を省略した。
- 化学物質を送液する配管を更新する際、リスクアセスメントを実施しておらず、静電気スパークによるリスクに対する対策を講じていなかったこと。
- 作業中の静電気の帯電についてリスクアセスメントを実施しておらず、除電が不十分であったため、静電気スパークが発生し危険物に引火した。
- 作業者が周囲の危険物の存在を認識しておらず、安易にグラインダーによる切断作業を行ったため、火花が飛散し危険物等に引火した。
- 製造装置の過温温防止（安全）装置が、経年劣化による故障（誤作動）で動作せず、昇温が停止せず火災が発生した。
- 電気キュービクル（配電盤）の電気部品等が経年劣化によりショートし、火災が発生した。

防止対策

- 作業手順書作成の有無を点検し、未作成の作業や内容に変更があった作業については、早急に作業手順を定め、作業手順書を作成する。
- 化学物質を取り扱う設備について、リスクアセスメントの実施の有無を点検し、未実施の場合は早急に対応する。リスクは有害要因（衛生）のみでなく、危険要因（安全）についても計上する。
- 作業者への作業手順等の教育・周知を行う。特に新規の作業者に対する教育や頻度の少ない作業、作業内容が変更された作業の教育は、教育終了後に作業者が正しく理解しているかを確認し、理解度が不十分の場合は繰り返し実施する。
- 危険物を取扱う作業について、静電気スパークを防止するため、帯電するおそれのある箇所を点検し、除電措置を講じる等、静電気対策を実施する。
- グラインダーやアーク・ガス溶接等火源となるおそれのある機械等を使用する場合は、作業開始前に周囲の作業環境や危険物等の火災のリスクについて調査し、措置を講じてから作業を行う。関係者とも情報を共有する。
- 安全装置について定期点検を行い、外観の損傷のみでなく、動作試験等を実施し、適正に動作することを確認する。
- 機械設備等については定期的に点検・検査を実施し、使用部品等に経年劣化を認められた場合や、耐用年数を経過した場合には速やかに交換する。



厚労省 厚生労働省 那山労働基準監督署

(R6.11)

主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動

令和6年度
年末年始無災害運動標語

今年もやります！
基本作業の徹底
年末年始も
無災害

2024
12/1
2025
1/15

すべての働く人々の安全・健康を～safe Work, safe Life～
JISHA 中災防

中央労働災害防止協会（中災防）
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
TEL 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp
お問い合わせは総務部 広報課まで



年末年始 無災害！
ヨシ！！